

平成30年11月14日

市内有料老人ホーム 御中

市内サービス付き高齢者向け住宅 御中

消費税の軽減税率制度について

平成31年10月1日の消費税引き上げに伴い、軽減率制度が導入されます。

軽減税率制度においては、「老人福祉法に基づく届出がなされた有料老人ホーム」及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録されたサービス付き高齢者向け住宅」において提供される一定の要件を満たす飲食料品の提供に対して軽減税率が適用されることとなっております。

1 軽減税率制度については、国税庁ホームページを御参照ください。

国税庁ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ 税について調べる/ 税目別情報/ 消費税/ 軽減税率制度/ 消費税の軽減税率制度について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

2 御質問等については、軽減コールセンターへ直接お問い合わせください。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】0570-030-456

※ 軽減コールセンターの詳細については、次の国税庁ホームページを御参照ください。

国税庁ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ 税について調べる/ 税目別情報/ 消費税/ 軽減税率制度/ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/04-1.htm>

(川崎市役所健康福祉局高齢者事業推進課事業者指定係 有料老人ホーム担当)